

国立大学法人滋賀医科大学経営協議会規程

平成16年4月1日制定

令和4年4月1日改正

(趣旨)

第1条 国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第9条第2項の規定に基づき経営協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 経営協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人滋賀医科大学（以下「法人」という。）の経営に関する事項
- (2) 中期計画に関する事項のうち法人の経営に関する事項
- (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に関する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他法人の経営に関する重要事項

(組織)

第3条 経営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 理事又は事務局長
 - (3) 学長が指名する職員
 - (4) 本学の役職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの
- 2 経営協議会の委員の過半数は、前項第4号に掲げる委員でなければならない。
- 3 第1項第3号及び第4号の委員は、学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(経営協議会の運営)

第4条 経営協議会は原則として年度ごとに期日を定めて開催する。ただし、学長が必要と認めたとき又は委員の過半数の要請があったときは、臨時に開催することができる。

- 2 経営協議会は学長が主宰し、議長となる。
- 3 学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した委員が、議長を代行する。
- 4 経営協議会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 5 経営協議会の議事は、審議内容を踏まえて議長が決する。
- 6 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の経営協議会への出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 経営協議会に関する事務は、総務企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、経営協議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行し、平成29年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。